

土 空 第 1 2 2 号
平成 2 5 年 4 月 1 8 日

建 築 指 導 課 長 様

空 港 課 長
(公 印 省 略)

空港周辺における航空法に定める建造物等設置の制限について

平素は、沖縄県管理空港の管理、運用に御協力頂き感謝申し上げます。

空港周辺においては、航空機が安全に離着陸するため空港周辺の一定空間を障害物のない状態にしておく必要があるため、航空法第49条第1項において、建造物、植物、クレーンその他の物件について、設置、植栽、又は留置することを禁止する制限を課した表面を設定しております。

つきましては、建築確認に関する申請予定者及び申請者あての本件周知及び指導について御協力いただけますようお願いいたします。



問い合わせ先（沖縄県管理空港）

空港名	管理事務所名	連絡先	備考
新石垣空港	石垣空港管理事務所	0980-87-0793	
宮古空港	宮古空港管理事務所	0980-72-4127	
久米島空港	久米島空港管理事務所	098-985-2939	
与那国空港	与那国空港管理事務所	0980-87-2831	
南大東空港	南大東空港管理事務所	09802-2-2716	
北大東空港	北大東空港管理事務所	09802-3-4016	
多良間空港	多良間空港管理事務所	0980-79-2637	
伊江島空港	伊江島空港管理事務所	0980-49-2001	伊江村役場
粟国空港	粟国空港管理事務所	098-988-2313	
慶良間空港	慶良間空港管理事務所	098-987-2794	
波照間空港	波照間空港管理事務所	0980-85-8375	
下地島空港	下地島空港管理事務所	0980-78-4184	

全ての沖縄県管理空港について

沖縄県土木建築部空港課 管理班 TEL 098-866-2400

FAX 098-869-6279



航空法

(昭和二十七年七月十五日法律第二百三十一号)

(物件の制限等)

第四十九条 何人も、空港について第四十条（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面（これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。ただし、仮設物その他の国土交通省令で定める物件（進入表面又は転移表面に係るものを除く。）で空港の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。

2 空港の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件（成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つた植物を含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

3 空港の設置者は、第一項の告示の際現に存する物件で進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るもの（同項の告示の際現に存する植物で成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つたもの及び同項の告示の際現に建造中であつた建造物で当該建造工事によりこれらの表面の上に出るに至つたものを含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより通常生ずべき損失を補償して、当該物件の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る部分を除去すべきことを求めることができる。

4 前項の物件又はこれが存する土地の所有者は、同項の物件の除去によつて、その物件又は土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、政令で定めるところにより空港の設置者に対し、その物件又は土地の買収を求めることができる。

5 第三項の補償すべき損失の額並びに前項の買収及びその価格等の条件は、当事者間の協議により定める。協議が調わないとき、又は協議することができないときは、国土交通大臣が裁定する。

6 前項の裁定中補償すべき損失の額及び買収の価格について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

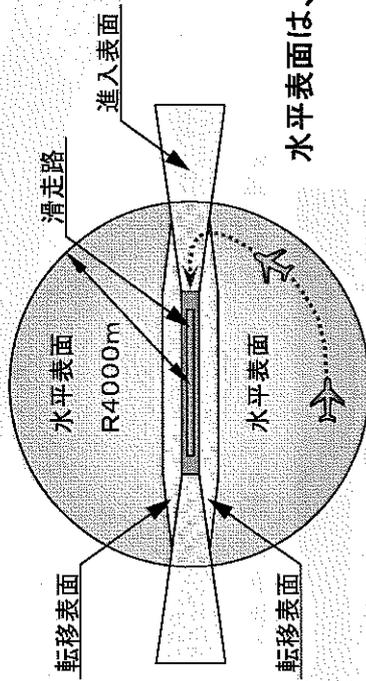
7 前項の訴えにおいては、空港の設置者又は物件若しくは土地の所有者その他の権原を有する者を被告とする。

8 第五項の裁定についての異議申立てにおいては、買収の価格についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

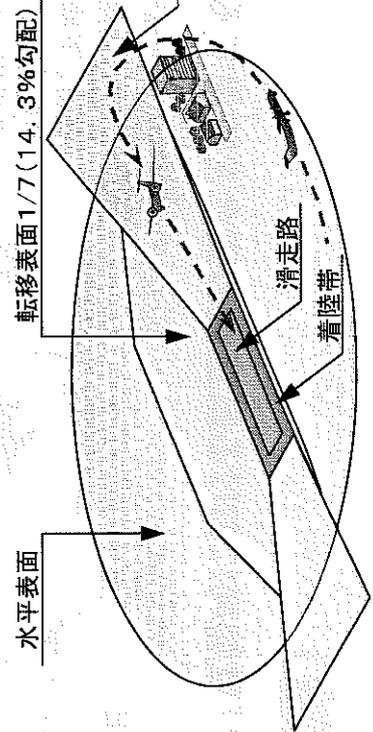
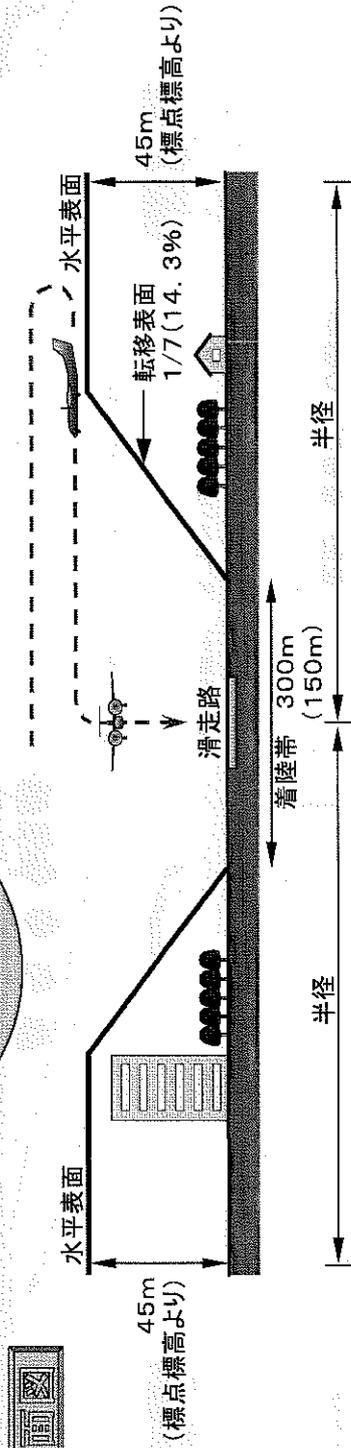
水平表面

空港周辺での旋回飛行等低空飛行の安全を確保するために必要な表面

沖縄県内地方公共団体が管理する空港の水平表面半径R
 下地島：4,000m
 宮古、新石垣、与那国、久米島：3,000m
 南大東、北大東、多良間、伊江島：2,500m
 粟國、慶良間、波照間：1,000m



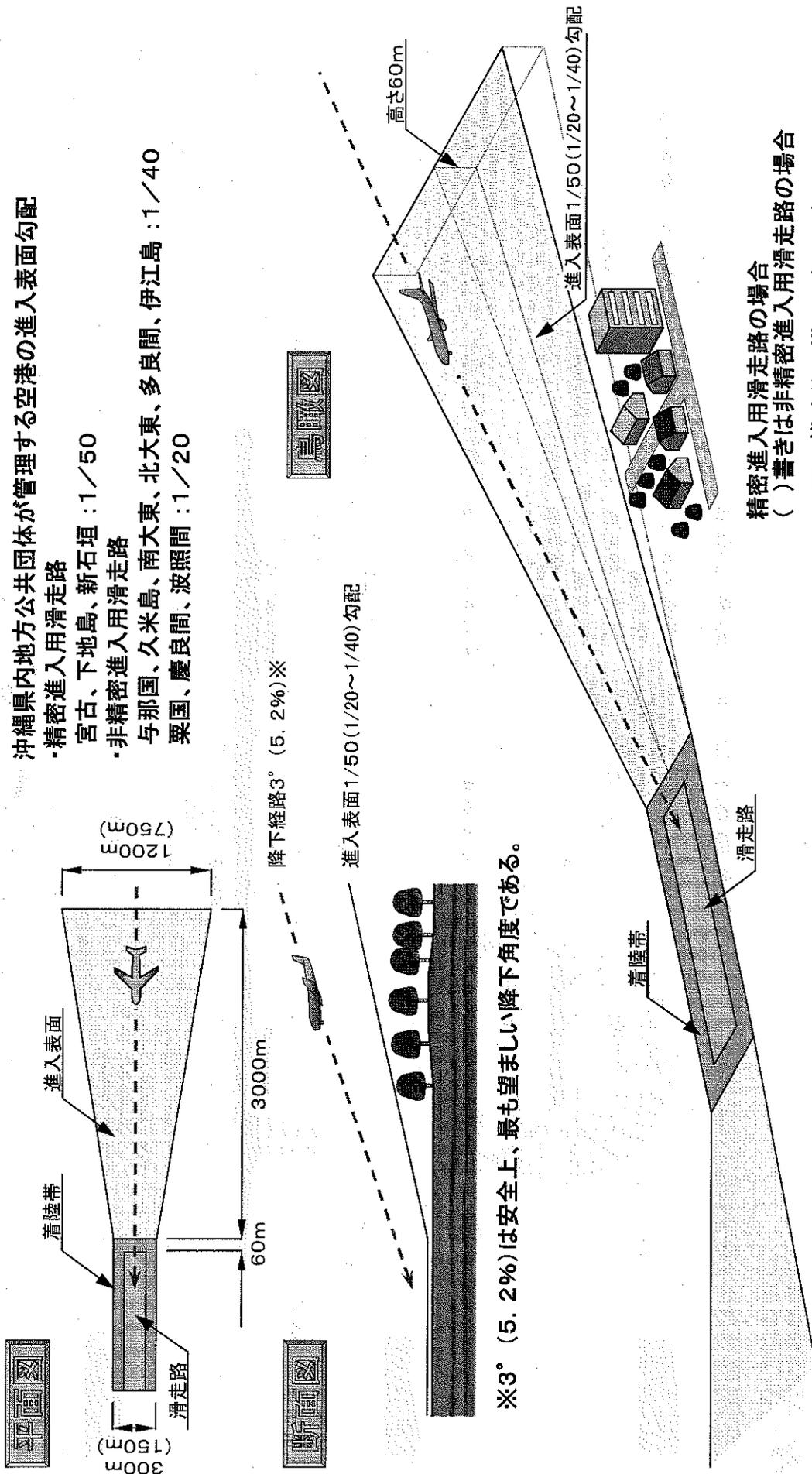
水平表面は、主に小型の飛行機の旋回飛行を対象としている。



精密進入用滑走路の場合
 () 書きは非精密進入用滑走路の場合
 ※ 図は模式的に描いたものであり、
 長さや角度は正しいものではない。

進入表面(着陸)

進入の最終段階及び離陸時における航空機の安全を確保するために必要な表面



沖縄県内地方公共団体が管理する空港の進入表面勾配

- 精密進入用滑走路
宮古、下地島、新石垣：1/50
- 非精密進入用滑走路
与那国、久米島、南大東、北大東、多良間、伊江島：1/40
- 栗国、慶良間、波照間：1/20

降下経路3° (5.2%)※

進入表面1/50 (1/20~1/40) 勾配

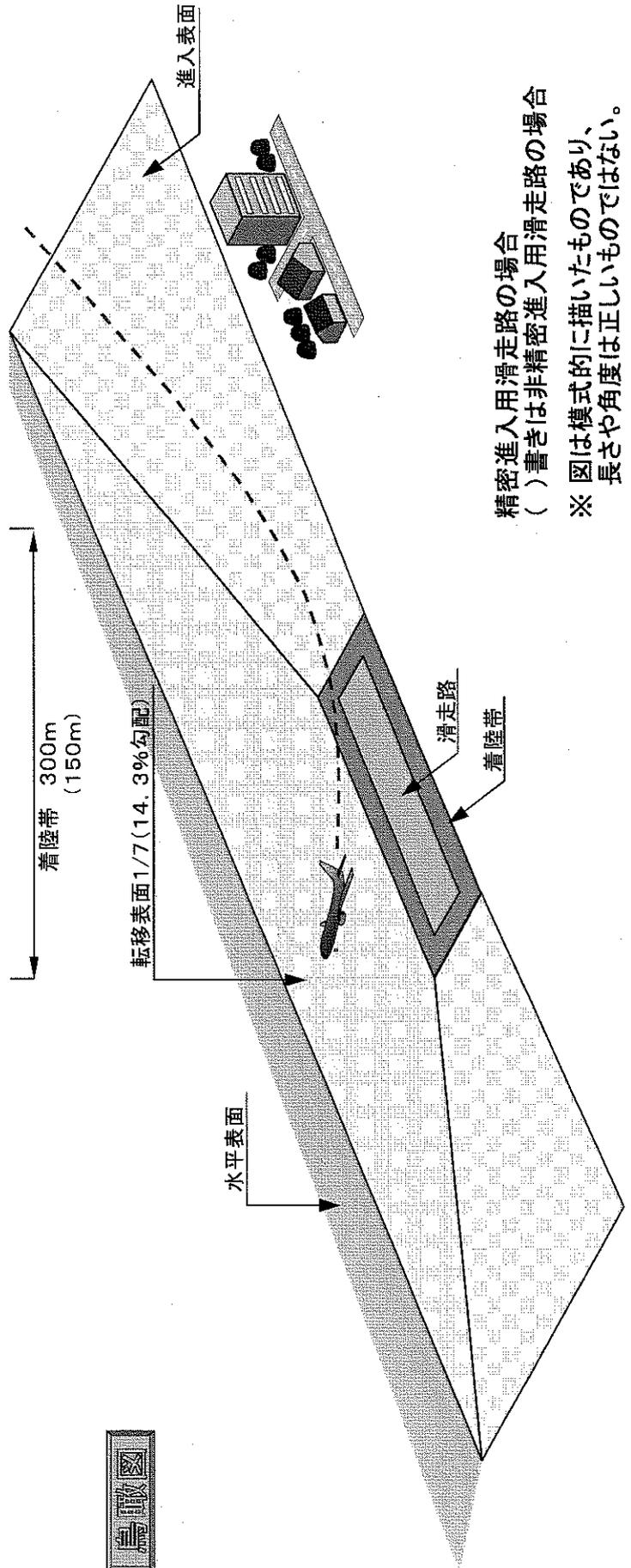
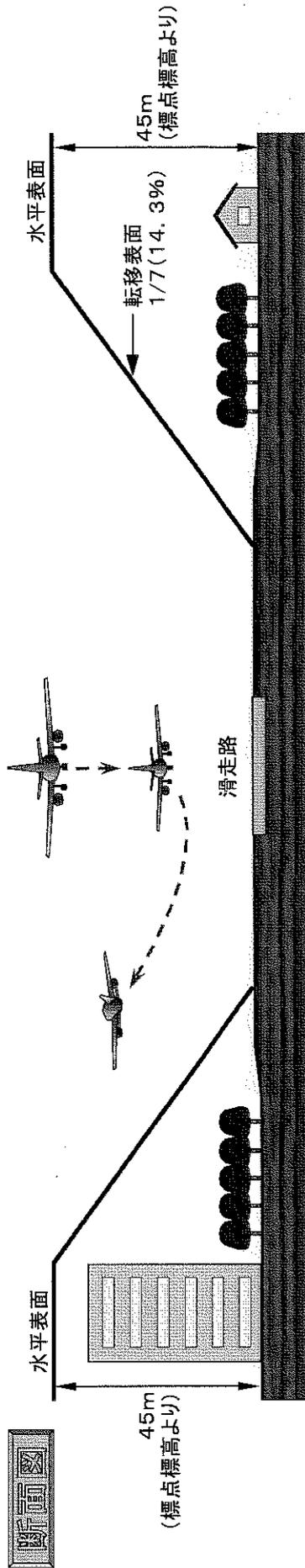
※3° (5.2%)は安全上、最も望ましい降下角度である。

精密進入用滑走路の場合
() 書きは非精密進入用滑走路の場合

※ 図は模式的に描いたものであり、長さや角度は正しいものではない。

転移表面

進入をやり直す場合等の側面方向への飛行の安全を確保するために必要な表面



精密進入用滑走路の場合
 () 書きは非精密進入用滑走路の場合
 ※ 図は模式的に描いたものであり、
 長さや角度は正しいものではない。

